

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年 6 月28日

【会社名】 石原薬品株式会社

【英訳名】 Ishihara Chemical Company, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 時 澤 元 一

【本店の所在の場所】 神戸市兵庫区西柳原町 5 番26号

【電話番号】 078 - 681 - 4801(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 山 本 直 哉

【最寄りの連絡場所】 神戸市兵庫区西柳原町 5 番26号

【電話番号】 078 - 681 - 4801(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 山 本 直 哉

【縦覧に供する場所】 石原薬品株式会社 東京支店
(東京都台東区台東二丁目26番11号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

1【提出理由】

当社は、平成25年6月26日開催の第75回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金15円

総額 111,902,400円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月27日

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその金額

繰越利益剰余金 140,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその金額

別途積立金 140,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款第1条を変更し、当社商号を平成25年10月1日付で「石原ケミカル株式会社 (ISHIHARA CHEMICAL CO., LTD.)」に変更する。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、竹森莞爾、時澤元一、浅野真司、酒井保幸、大竹祥司、内田衛、越山剛の7名を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、菱田正、松本君平の2名を選任する。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任される松村伊佐雄氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における所定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任する。

また、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することに伴い、取締役竹森莞爾、時澤元一、浅野真司、酒井保幸、大竹祥司の5氏ならびに監査役山畠一延氏に対し、

本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において打ち切り支給することとし、その支給の時期については、各取締役および監査役の退任時とし、その具体的な金額、方法等は、取締役は取締役会に、監査役は監査役の協議に一任する。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額23,000万円以内に改定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	58,410	22	0	(注) 1	可決 97.34
第2号議案 定款一部変更の件	58,417	15	0	(注) 2	可決 97.35
第3号議案 取締役7名選任の件					
竹森莞爾	58,357	75	0	(注) 3	可決 97.25
時澤元一	58,302	130	0		可決 97.16
浅野真司	58,312	120	0		可決 97.18
酒井保幸	58,312	120	0		可決 97.18
大竹祥司	58,312	120	0		可決 97.18
内田衛	58,312	120	0		可決 97.18
越山剛	58,314	118	0		可決 97.18
第4号議案 監査役2名選任の件					
菱田正	58,345	87	0	(注) 3	可決 97.23
松本君平	58,286	146	0		可決 97.13
第5号議案 退任取締役に対する 退職慰労金贈呈なら びに役員退職慰労金 制度廃止に伴う打ち 切り支給の件	58,240	182	0	(注) 1	可決 97.06
第6号議案 取締役の報酬額改定 の件	58,080	342	0	(注) 1	可決 96.79

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。